

京都市局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成 22 年 3 月 31 日

京都市長 門 川 大 作

別表第 1 局長及び担当局長（環境政策局業務改善担当局長及び都市計画局建築技術担当局長を除く。）の項中「環境政策局業務改善担当局長」を「環境政策局事業ごみ減量担当局長」に改め、同項第 6 号を削り、同項第 7 号中「規則」を「京都市職員の倫理の保持に関する条例施行規則」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 8 号から第 40 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

別表第 1 局の庶務を担当する課長の項中「課長」の右に「（政策総務課長を含む。）」を加える。

別表第 1 課長、総務事務センター長、副室長並びに課を置かない室の庶務を担当する課長及び担当課長の項中「庶務を担当する課長」の右に「（広報課長、政策調整第一課長、情報管理課長及び情報統計課長を含む。）」を加える。

別表第 1 担当課長、課を置かない室に置く課長及び職員研修センター次長の項中「課」を「及び課」に改め、「及び職員研修センター次長」を削る。

別表第 2 環境政策局業務改善担当局長の項中「環境政策局業務改善担当局長」を「環境政策局事業ごみ減量担当局長」に改める。

別表第 2 まち美化推進課長の項に次の 1 号を加える。

- (2) 本市が回収した再生利用可能廃棄物（一般廃棄物処理施設から生じるものを除く。）の不用の決定及び売却決定に関すること。

別表第 2 適正処理施設部長の項に次の 1 号を加える。

- (2) 一般廃棄物処理施設から生じる再生利用可能廃棄物等の不用の決定及び売却決

定に関すること。

別表第2行財政局長の項第3号を削り、同項第4号中「規則」を「京都市職員の倫理の保持に関する条例施行規則」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

別表第2組織・人事担当局長の項第5号を削り、同項第6号中「規則」を「京都市職員の倫理の保持に関する条例施行規則」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第2給与課長の項第8号中「児童手当法による児童手当」を「児童手当及び子ども手当」に改める。

別表第2資産税課長の項第1号中「特別土地保有税」を「固定資産税（償却資産に係るものに限る。）及び特別土地保有税」に改め、同項の次に次の1項を加える。

納税推進課長	(1) 市税(府民税を含む。)に係る徴収金及び徴収の嘱託を受けた市町村税(都道府県民税を含む。)に係る徴収金の徴収に関する こと。ただし、差押財産の換価に関するものを除く。 (2) 市税に係る過誤納金の還付及びこれに伴う支出決定に関する こと。 (3) 軽自動車税及び市たばこ税に係る徴収金の賦課に関するこ と。 (4) 鑑札の交付に関すること。
--------	---

別表第2収納対策課長の項第2号及び第3号を削る。

別表第2文化市民局長の項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とする。

別表第2保健福祉局長の項第8号を削り、同項第9号を同項第8号とする。

別表第2保健福祉部長の項に次の2号を加える。

(7) 重度障害者タクシー料金助成事業に係る助成金の支出決定に関すること。

(8) 外国籍市民重度障害者特別給付金の給付の決定及び給付金の支出決定に関する
こと。

別表第2障害保健福祉課長の項に次の1号を加える。

(5) 独立行政法人福祉医療機構に対する心身障害者扶養共済事業に係る保険料の支
出決定に関すること。

別表第2生活福祉部長の項第3号中「及び高額療養費」を「高額療養費及び出産
育児一時金」に改め、同項に次の1号を加える。

(10) 重度障害老人健康管理費制度による健康管理費の支給決定及び支出決定に関す
ること。

別表第2児童家庭課長の項第1号中「児童手当」の右に「子ども手当」を加え、
同項第2号中「児童手当」の右に「及び子ども手当」を加える。

別表第2長寿社会部長の項に次の1号を加える。

(7) 高齢外国籍市民福祉給付金の給付の決定及び給付金の支出決定に関すること。

別表第2保健衛生推進室長の項を削る。

別表第2保健衛生推進室部長の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を
削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とする。

別表第2保健医療課長の項を削る。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)